

防犯

⚠️ 特殊詐欺に注意!

キャッシュカードをだまし取る手回が急増中!

平成31年・令和元年の狛江市内での特殊詐欺被害件数・被害額は前年より減少したものの、5,000万円を超える被害が発生しています(※)。平成31年・令和元年の全国の手口別被害状況を見ると、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺、キャッシュカード詐欺盗が上位を占めています。特に、キャッシュカードをだまし取るキャッシュカード詐欺盗は、その前の年から認知件数が約3倍にも増加しています。

自分はこれまで被害に遭っていないから大丈夫だろうと考えるのではなく、自分もいつか被害に遭う可能性があると考え、日頃から意識的に対策をしておくことが大切です。

※ 平成30年 約1億3,624万円/30件、平成31年・令和元年 約5,237万円/28件(調布警察署集計の値)

狛江市内でキャッシュカードをだまし取られたことによる被害額は、
昨年中 **約1,333万円**

キャッシュカードをだまし取る手口の一例

— キャッシュカードをすり替える詐欺盗 — とは?

もしもし、〇〇警察署の◆◆です。詐欺グループの犯人を捕まえたら、そのアジトにあなた名義のキャッシュカードがありました。既にお金が引き落とされています。偽造されていると思います。

詐欺グループが私名義のキャッシュカードを!? どうしたらいいのですか?

キャッシュカードはもう使わない方がいいです、封入しましょう。今から近くにいる■■■という警察官をご自宅に向かわせますので、指示に従ってください。

数分後…玄関にて

〇〇警察署の■■■です。キャッシュカードを保護します。このメモに暗証番号を書いてください。(用意していた封筒を取り出し、中にカードと暗証番号が書かれたメモを入れる。) 封印をするための印鑑を持ってきてください。

わかりました、印鑑を取ってきます。

印鑑を押してもらったので、キャッシュカードの保護ができました。1週間から10日後改めて警察官がまいりますので、それまで絶対に開けないで下さい。

その後警察官が来ることはなく、犯人にキャッシュカードと暗証番号が盗まれ現金が引き出されてしまいます!

チェックポイント1
「詐欺グループ」「カードが偽造されている」等の言葉で不安をあおります。

チェックポイント2
「今から警察官を向かわせる」等と言い、被害者を安心させます。

チェックポイント3
印鑑を取りに室内に戻った際に、あらかじめ用意していたポイントカード等を入れた封筒とすり替えます。
→キャッシュカードと暗証番号が犯人の手に渡ってしまいます...

チェックポイント4
「10日間封筒をあけないで」等と被害者に指示し、犯行の発覚を遅らせて確実に現金を引き出せるようにします。

詐欺被害に遭わないためには?

警視庁が平成30年に実施したオレオレ詐欺被害者等調査によると、自ら詐欺を見破り未然に被害を防いだ方は、「すでに対策を取っていた」、「詐欺の手口を詳しく知っていた」と回答した割合が、被害に遭った方よりも高くなっています。特殊詐欺の被害に遭わないために、犯人の手口を知っておき、実際に詐欺の電話がかかってきたときに冷静に対応できるよう準備をしておきましょう。

• お金(カード)の話が出たら「詐欺」を疑う!

還付金などをATMで返還することは絶対にありません。
また、警察官や銀行員などがキャッシュカードを受け取りに行くことは絶対にありません。不審な電話がかかってきたら、警察に連絡してください。
【調布警察署 ☎042-488-0110】

• 家族や警察に相談する!

電話を切ったあと、自分ひとりで判断するのではなく、必ず家族や警察に相談しましょう。
警視庁の調査によると、被害者の約8割が、詐欺の電話を受けたあと、連絡や相談を誰にもせずに被害に遭っていることがわかっています。

• 自分は大丈夫と思わない!

今まで被害に遭っていないからといって今後も被害に遭わないとは限りません。犯人から電話がかかってきたときに適切に行動できるよう、「特殊詐欺根絶アクションプログラム」等を活用して、詐欺の手口や対応方法を知っておくことも大切です。



特殊詐欺根絶 アクションプログラム ・東京

特殊詐欺に関する手法や実際に使用された音声などを聞くことができる警視庁の外部サイトです。

インターネット環境があればパソコンやスマートフォンで閲覧できます。

直近の月末の特殊詐欺認知件数や被害額などが一目でわかります。動画や効果測定、特殊詐欺撲滅川柳などのコンテンツもあります。

情報発信元

警視庁犯罪抑止対策本部
特殊詐欺対策担当
☎ 03-3581-4321



自転車での事故が増加しています！

詳しくは、警視庁発行の「自転車の正しい乗り方」をご覧ください。右の二次元バーコードから→



昨年の狛江市内での交通事故発生件数は99件（前年比20件増）で、内訳は死傷0件、重傷1件、軽傷98件でした。
事故発生件数の内、自転車での事故が半数を超える56件（前年比22件増）を占めています。

東京都では、令和2年4月1日から自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入が必要となります。
定期的に自転車の点検整備を行うとともに、交通ルールを守った安全運転を心がけましょう。

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
(歩道に自転車通行可の標識がある場合は通行することができます。)
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
・夜間はライトを点灯
・一時停止などの標識を遵守 など
(ともに違反すると罰則の対象)
- ⑤子どもはヘルメットを着用

その他、下記の禁止事項は、罰則の対象となっています。

- ・ブレーキ不良
(備えていない)
- ・自転車運転
- ・傘差し運転
- ・携帯電話使用運転
- ・イヤホン等使用運転

5万円以下の罰金

- ・飲酒運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(酒酔いの場合)

- ・並進走行
- ・二人乗り

2万円以下の罰金又は科料

交通災害共済「ちよこっと共済」

東京都の39市町村が共同で運営する「ちよこっと共済」は、住民の皆さんが会費を出し合い、交通事故に遭った時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。万が一の事故に備えて加入を検討してみたいかごでしょうか。

対象者 市内在住で住民登録のある方

共済期間 4月1日～令和3年3月31日

※年度途中に加入した場合は、申し込みの翌日から共済期間終了日までとなります。

会費(年額) Aコース1,000円 または Bコース500円

詳細はちよこっと共済ホームページをご覧ください。



問い合わせ先：道路交通課交通対策係 ☎03-3430-1111内線2521・2522

自転車損害賠償保険

令和2年4月1日から自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に加入している必要があります。(東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正)

自転車利用者：自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

※保護者は未成年のお子さんが利用する場合も、加入しなければなりません。

自転車損害賠償保険等への加入状況をチェック！

点検日から1年以内のTSマークが貼られている方や、個人賠償責任保険が付帯されている保険に加入されている方は、すでに自転車損害賠償保険等に加入している場合があります。自転車や保険の加入状況を確認しましょう。

問い合わせ先：東京都都民安全推進本部総合推進部交通安全課 ☎03-5388-3127



自転車の盗難に気をつけましょう！

平成31年・令和元年中の狛江市内での刑法犯認知件数は、前年より17件少ない361件でしたが、その中でも非常に多くの割合を占めているのが自転車盗難です。自転車盗難は129件で、狛江市内刑法犯認知件数全体の3分の1以上を占めています。

自転車盗難の傾向

警視庁HPによると平成30年中の自転車盗難の発生場所で最も多かったのが「住宅」の敷地内で42.1%を占めており、次いで、「道路上」(25.9%)、「駐車場・駐輪場」(25.2%)の順となっています。

また、57.6%が鍵をかけていない状態で被害に遭っています。

盗難された自転車はひったくりなどの犯罪に使用されることもあります。

自転車盗難への防犯対策

- 自転車から離れる時は短い時間でも必ず鍵をかけましょう。
- 自宅や駐輪場などでも鍵をかける習慣をつけましょう。
- 防犯性の高い補助錠も使用し、二重で施錠をすることも有効です。
- 防犯性能の高い錠に交換するなど防犯効果を高めましょう。
- 必ず自転車防犯登録をしましょう。

防犯性能の高いシリンダー錠！



補助錠などを使って二重ロック！



住宅火災で亡くなる方が増えています

火災による死者0を目指して日頃から火災予防に努めましょう

東京消防庁管内では、平成31年・令和元年中に発生した住宅火災で、108名(速報値)の方が亡くなっており、前年と比べると、22名増加しました。狛江市内でも、令和元年12月に発生した住宅火災で1名の方が亡くなっています。

死者が発生した火災の出火原因は、たばこ、ストーブが半数を占めています。

東京消防庁及び狛江消防署管内の火災件数等

	東京消防庁管内			狛江消防署管内		
	令和元年(速報値)	平成30年(確定値)	対前年比増減	令和元年(速報値)	平成30年(確定値)	対前年比増減
火災件数	4,084件	3,973件	111件	19件	21件	-2件
焼損床面積	18,356㎡	18,604㎡	-248㎡	161㎡	41㎡	120㎡
火災による死者	108名	86名	22名	1名	0名	1名
火災による傷者	705名	798名	-93名	3名	3名	0名

(出典：東京消防庁ホームページ)

平成31年・令和元年中に死者が発生した住宅火災の出火原因

(速報値)

出火原因	件数
たばこ	35件
ストーブ	9件
放火	8件
こんろ	3件
ロウソク	2件
その他	3件
不明	23件



令和元年台風第19号に関する情報

令和元年台風第19号対応経過報告

令和元年台風第19号の浸水被害に対して、現在、その原因究明と今後の対策について専門家に調査を委託しています。

この委託と平行して、樋管操作に役立てることを目的とした六郷及び猪方の排水樋管への水位計及び監視カメラの設

置、浸水した水を少しでも排水できるようにすることを目的とした各排水樋管への可搬式ポンプの配備、樋管に職員がいない場合にも市役所から樋管の遠隔操作ができるようにするための設計を進めています。

災害特例見舞金について

令和元年台風第19号により被災された方を対象に災害特例見舞金支給をしています。申請の期限は令和2年3月31日(火)となっておりますので、下記の対象者となっている方はお早めに申請をしていただきますよう、お願い致します。

○対象者

次の1または2に該当する方

- 1 令和元年10月12日現在、対象地域にお住まいで、床上浸水の被害に対する見舞金(30,000円)の対象とならない方

【対象地域】

西和泉	全域
駒井町一丁目	25番、26番、27番、28番、29番、30番、31番、32番、33番、34番、35番、36番
駒井町三丁目	1番、10番、11番、12番、18番、19番、20番、24番、31番、32番、33番、36番、37番、40番、41番、42番
猪方二丁目	20番、21番、22番、23番、24番、25番、26番
中和泉四丁目	16番、18番、22番、23番、25番
中和泉五丁目	22番、23番

※集合住宅の上層階にお住まいの方も対象となりますので、ご申請ください。

2 次のいずれにも該当する方

- (1) 令和元年10月12日現在、居住用の建物で現に居住し生計を営んでいる住家、または現に営業のために使用している建物が、令和元年台風第19号により、床下浸水した方、または当該建物の敷地内(庭など)に浸水による泥土が堆積した方。
※床下浸水または床上浸水した集合住宅の上層階居住者の方も対象となります。
- (2) 床上浸水の被害に対する見舞金(30,000円)の対象とならない方。

○見舞金の額 1世帯または1事業所あたり10,000円

○申請期限 **令和2年3月31日(火) 午後5時まで(必着)**

詳細は市HP「令和元年台風第19号関連情報」ページからご覧ください。
問い合わせ先：安心安全課
☎03-3430-1111 内線8202~8204

住宅の応急修理について

申請の期限は**令和2年3月31日(火)**までです。下記の対象者となっている方はお早めに申請をしていただきますよう、お願い致します。

○対象者 次のいずれにも該当する方

- ・令和元年台風第19号により、住宅に半壊、一部損壊(準半壊)の被害があった方
- ・自らの資力では応急修理をすることができない方

※罹災証明書をご持参ください。原則として、事前の申請が必要となりますので、要件等詳細につきましては、お問い合わせください。

ただし、工事が途中の場合でも対象となる場合がございますので、早めにご相談ください。

○費用の限度額

- (半壊の場合) 1世帯あたり 595,000円以内
- (準半壊の場合) 1世帯あたり 300,000円以内

○申請期限

令和2年3月31日(火) 午後5時までに提出

※「住宅補修緊急支援」については、申請を締め切っています。

問い合わせ先：まちづくり推進課

☎03-3430-1111 内線2543・2546

床上浸水した家屋(居住スペース)の消毒についての一部助成をおこなっています。問い合わせ先：健康推進課 ☎03-3488-1181

感染症の予防・拡大防止のために、一人ひとりができること！

インフルエンザやコロナウイルスなどの感染症予防・拡大防止には、こまめな手洗いが有効です。特に外出した後や咳をした後、口や鼻、目などに触る前に流水とせっけんによる手洗いを行いましょう。発熱などの症状が出た場合には、早めに医療機関で受診しましょう。

【予防のポイント】

- こまめな手洗い
- 休養・栄養・水分補給
- 咳エチケット
- 適度な室内加湿・換気



「咳エチケット」とは

インフルエンザなどの感染症は、咳やくしゃみなどで空気中に飛ばされた飛沫を吸い込むことにより感染します。1回の咳やくしゃみで体外に放出されるウイルスは1万~100万個とも言われており、飛沫の届く範囲も1~2mに及びています。そのため、以下の「咳エチケット」が重要になります。

- 咳・くしゃみの際にはティッシュなどで口と鼻を覆い、飛沫が周りの人にかからないようにする。
- 使用後のティッシュは、すぐに(フタ付きの)ごみ箱に捨てる。
- つばや鼻水が手についたら手を洗う。
- 症状のある人はマスクを着用する。



防災 水害時(多摩川洪水時)の避難所が変更となりました

令和元年台風第19号では、避難情報発令前に避難する方のために自主避難所を段階的に開設し、避難所として指定していない市役所庁舎や学校の校舎を開放する等の対応をとりました。

平成30年7月豪雨や令和元年台風第15号等の経験から、多くの方が避難行動をとり、12箇所の避難所へ約4,000名の方が避難されました。しかし、一部の避難所では避難者が集中し、受入れが困難となり、避難施設の確保が課題となりました。

今後の方針として、多摩川洪水時に浸水の恐れがある小中学校等も、想定最大浸水深に基づき、利用可能階数を施設ごとに設定し、校舎の上階を避難所として指定することとなりました。

避難の考え方

「避難する＝指定避難所への避難」とは限りません。指定避難所となる学校の体育館や教室等は、多くの方が避難するには快適な空間とはいえないのが現実です。ハザードマップ等を確認し、親戚や友人宅など、いざという時にご自身や家族が避難しやすい安全な場所を事前に確認しておきましょう。また、浸水する危険性が低い地域にお住まいの方や、堅牢なマンションの上階等にお住まいの方など、自宅に留まる方が安全な場合もあります。

ハザードマップで、お住まいの地域で想定される浸水深等の危険性を把握し、日頃から適切な避難方法を確認しておきましょう。

多摩川洪水時の避難所・避難場所(黄色は新たに指定する施設)

	施設	住所	最大浸水深(m)	浸水継続時間	利用可能階数	施設階数
1	狛江第一小学校	和泉本町1-37-1	0.5未満	12時間未満	体育館 校舎1階以上	4階建
2	狛江第三小学校	猪方1-11-1	3.0~5.0	12時間未満	校舎3階以上	3階建
3	狛江第五小学校	東野川1-35-13	0	-	体育館 校舎1階以上	3階建
4	狛江第六小学校	駒井町1-21-1	3.0~5.0	12時間 ~24時間未満	校舎3階以上	4階建
5	和泉小学校	中和泉3-33-1	0.5~3.0	12時間未満	校舎2階以上	3階建
6	緑野小学校	和泉本町4-3-1	0.5未満	12時間未満	体育館 校舎1階以上	4階建
7	狛江第一中学校	和泉本町2-15-1	0	-	体育館 校舎1階以上	4階建
8	狛江第二中学校	猪方2-7-1	3.0~5.0	12時間未満	校舎3階以上	4階建
9	狛江第三中学校	元和泉1-23-1	0.5~3.0	12時間未満	校舎2階以上	4階建
10	狛江第四中学校	東野川4-1-1	0	-	体育館 校舎1階以上	4階建
11	上和泉地域センター	和泉本町4-7-51	0	-	体育館	
12	中央公民館	和泉本町1-1-5	0.5~3.0	12時間未満	2階以上	2階建

※利用可能階数は、国土交通省京浜河川事務所作成の多摩川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)を基に設定



避難する時は、最低限の食べ物や飲み物を持って避難しよう！
電子レンジやお湯などを使用せず、そのまま食べられる物を用意しよう！
日常的に使っている常備薬や、小さなお子さんがある家族はミルクやおむつなどを非常用持ち出し品として用意しよう！
いつ災害が来てもいいように、非常用持ち出し品になるものは多めに買っておこう！



災害時における施設の使用に関する協定を締結しました。

協定先 株式会社アイリスプラザ ユニディカンパニー
協定内容 ユニディ狛江店の立体駐車場及び平面駐車場を避難場所として使用すること



令和元年12月以降に新たに締結した災害に関する協定一覧

協定名称	締結先	主な内容
災害時における電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定	日産プリンス西東京販売株式会社 日産自動車株式会社	災害時における電気自動車の貸与等
災害時における生活物資等の提供に関する協定	株式会社サンドラッグ	災害時における衛生用品等の提供
災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	災害時における電動車両等の貸与等
災害時における福祉避難所に関する協定	愛光女子学園	災害時における学園施設の一部提供

令和2年度狛江市総合水防訓練

実施日時：5月10日(日)
実施場所：上記避難所の一部 など
実施内容：市民を対象の水害を想定した避難訓練を実施します。詳細はHPへ掲載予定です。
※昨年度まで行っていた多摩川での訓練は実施しません。

消防団野川分団員のお店！

水漏れ・つまり 給排水設備工事・外構工事



(株)田井設備工業
東野川2-13-11
TEL 03-5764-4084
FAX 03-5761-4097
携帯 080-2043-4348

消防団野川分団長のお店！

外壁工事・防水工事 お任せ下さい！
本通信ご持参で5%お引きします!!

T-works

代表 滝沢 誠

各種シーリング工事/ウレタン防水/塗装工事
TEL : 03-6751-3572
080-5656-0901
https://www.t-works0901.com/
狛江市西野川1-3-2



防災カレッジ(講演会)

「命を守る災害時の備えと避難」

3月14日(土)に開催予定の防災カレッジは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となりました。

問い合わせ先：安心安全課 ☎03-3430-1111 内線8204



災害時は、狛江市のコミュニティFMラジオ局コマラジ(85.7MHz)からも避難情報などの情報発信を行います！